

○厚生労働省令第百二十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百十四号を第百二十一号とし、第九十九号から第百十三号までを七号ずつ繰り下げ、第九十八号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五 一―（四―メトキシフェニル）―二―（ピロリジン――イル）ペンタン――オン及びその塩類

第一条中第九十七号を第百三号とし、第八十六号から第九十六号までを六号ずつ繰り下げ、第八十五号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一 一―(四―メチルフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル)ヘキサン―一―オン及びその塩類  
第一条中第八十四号を第八十九号とし、第六十二号から第八十三号までを五号ずつ繰り下げ、第六十一号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六 一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)ヘプタン―一―オン及びその塩類

第一条中第六十号を第六十四号とし、第五十五号から第五十九号までを四号ずつ繰り下げ、第五十四号を第五十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十七 N―(ナフタレン―一―イル)―一―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール―三―カル  
ボキサミド及びその塩類

五十八 N―(ナフタレン―一―イル)―一―ペンチル―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第五十三号を第五十五号とし、第三十二号から第五十二号までを二号ずつ繰り下げ、第三十一号

の次に次の二号を加える。

三十二 キノリン―八―イル――（シクロヘキシルメチル）―H―インドール―三―カルボキシラ―

ト及びその塩類

三十三 キノリン―八―イル――（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキシラ―

ト及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。